

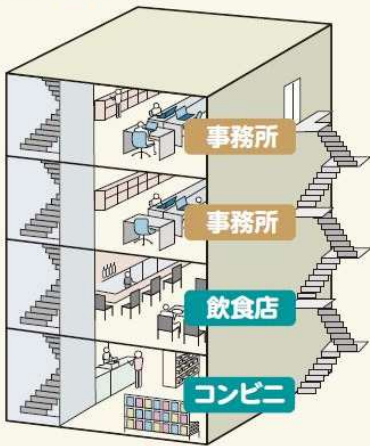
防火対象物定期点検報告

(消防法第8条の2の2)

次の建物（防火対象物）の管理について権限を有する者（建物のオーナー等）は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長又は消防署長に毎年1回報告することが義務づけられています。

防火対象物点検が義務となる防火対象物 例

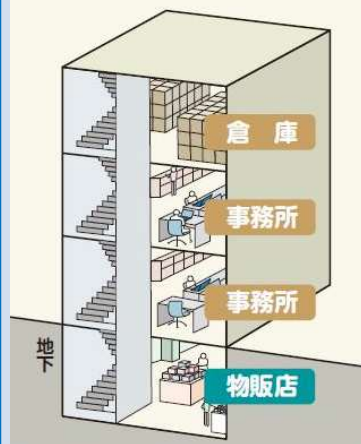
① 全体の収容人員*が300人以上



② 全体の収容人員*が10人以上300人未満



③ 全体の収容人員*が30人以上300人未満



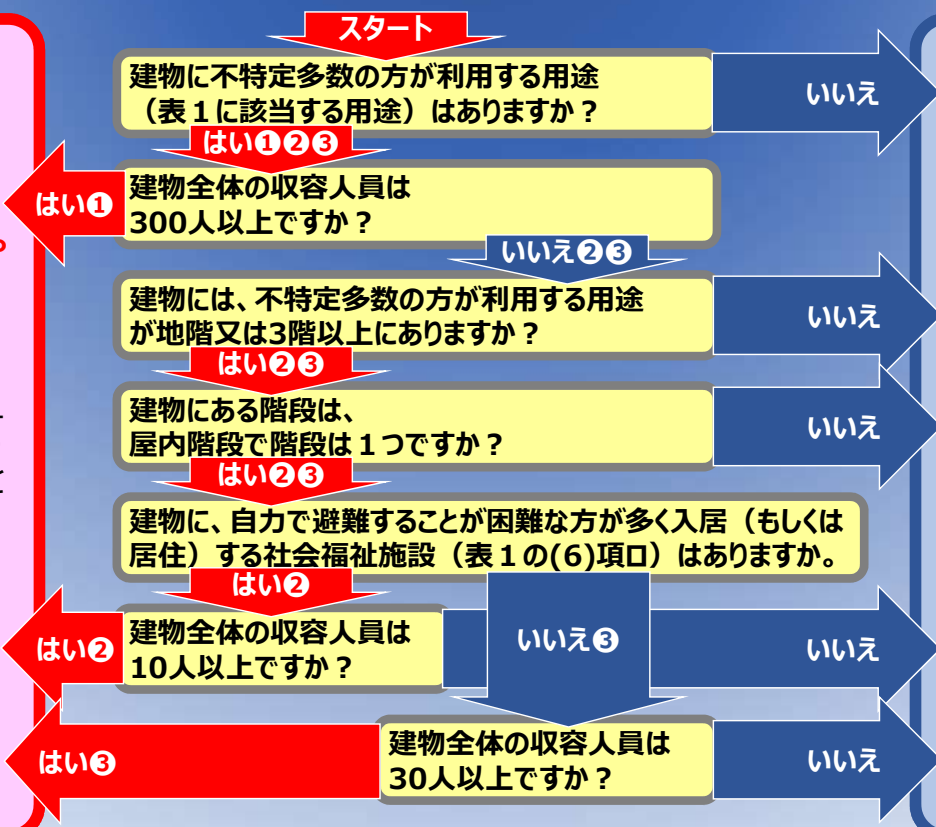
■ は建物に不特定多数の方が利用する用途（表1に該当する用途） ■ は該当しない用途

※収容人員とは、消防法施行規則第1条の3や各市町村で定める基準に従い算定される人員である。

防火対象物点検報告が必要かチェック！

防火対象物点検報告が必要となります。

1年に1回点検し、その結果を、建物が所在している市町村等を管轄する消防長又は消防署長へ報告することが必要です。



防火対象物点検報告の必要はありません。

※消防用設備等の点検については、必要です。

※ 不特定多数の方が利用する用途が建物全体のごくわずかな場合等、上記のフローチャートに該当しても防火対象物点検報告が必要ない場合があります。詳しくは、お近くの消防署等にご確認ください。

※ イラスト等出典 消防庁「あなたの建物の防火安全を点検しましょう」 違反是正支援センター「防火対象物定期点検報告」より。

点検報告を必要とする防火対象物

●表1 の用途に使われている部分のある防火対象物では、点検報告が義務となります。

●表2 の条件に応じて防火対象物全体で

※ 防火対象物点検報告が義務となる防火対象物の

全ての管理権原者（テナント管理者含む） は、点検報告が義務となります。

●表1

項別	用途
(1) 項	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2) 項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ ファッションマッサージなどの性風俗営業店舗等 ニ カラオケボックス等
(3) 項	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4) 項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5) 項	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6) 項	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設等 ハ 老人福祉施設、有料老人ホーム等 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9) 項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16) 項	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16(2)) 項	地下街

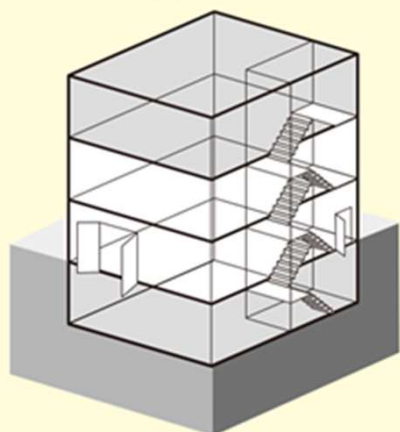
※表1の各項は、消防法施行令別表第1に掲げる用途を示しています。

●表2

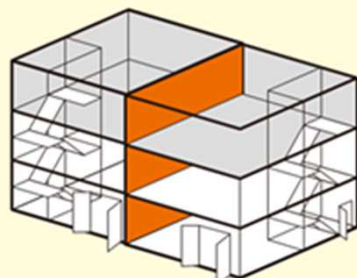
防火対象物全体の収容人員	30人未満 (※10人未満)	30人以上300人未満 (※10人以上300人未満)	300人以上
点検報告義務の有無	無 点検報告の義務はありません。	有 [次の1及び2の条件に該当する場合] 1. 特定用途(表1に該当する用途のこと)が3階以上の階又は地階に属するもの 2. 階段が1つのもの(屋外に設けられた階段等であれば免除)	有 全て点検報告義務があります。

※表1の(6)項ロ及び(16)項イに掲げる防火対象物(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)の場合、()内の基準となります。

点検報告が必要な30人以上300人未満の防火対象物のイメージ

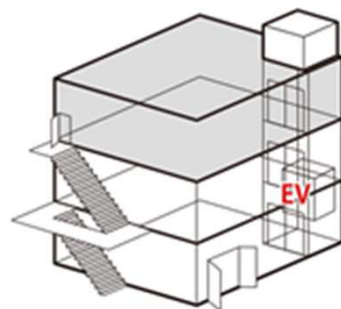


... 特定用途に供される部分



注1 階段が2つある場合でも、間仕切り等により1つの階段しか利用できない場合は点検報告が必要となります。

点検報告の必要ない防火対象物



注2 階段が1つしかない場合でも、その階段が屋外に設けられている場合は点検報告は必要ありません。

点検報告の流れ

点検の依頼



防火対象物点検資格者

オーナー等

建物のオーナー等は、防火対象物点検資格者に点検を依頼します。

点検の実施 報告書作成



点検報告書です。

防火対象物点検資格者は防火管理上必要な業務等が基準に適合しているかどうかを点検し、その結果を報告書にまとめます。

報告書の提出



点検しました。報告書です。

建物のオーナー等は、その報告書を消防長又は消防署長に提出します。

点検済証の表示



消防法令に適合している場合は、点検済証を1年間表示できます。



点検報告をしなかったものには、30万円以下の罰金又は拘留が、その法人に対しては、30万円以下の罰金が科されることがあります。

防火対象物点検資格者による点検とは

点検資格者は、次の項目を点検します。
(ここに示す点検項目は、その一部です。)



良好

カーテン等の防災対象物品に防災性能を有する旨の表示が付けられているか。



良好

消防用設備等が設置されているか。



防火管理者です。

良好

防火管理者を選任しているか。消火・通報・避難訓練を実施しているか。



良好

防火戸の閉鎖に障害となる物が置かれていないか。



良好

避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか。

特例認定

防火対象物定期点検報告義務のある建物のオーナー等の申請により、消防長又は消防署長が検査し、特例要件に適合すると認められた建物は、3年以内に限り点検及び報告義務が免除され、また、利用者に当該建物が消防法令に適合している旨の情報を提供するため、防火優良認定証を表示することができます。

消防長又は消防署長



点検報告義務がある建物

特例認定の表示
〈法第8条の2の3〉

「防火優良認定証」を表示することができます。



表示



① 認定申請

② 検査

③ 認定 (3年間有効)

認定を受けたものは点検・報告を免除

一般社団法人高知県消防設備協会加入の事業所で **防火対象物点検資格者** がいる事業所は下表のとおりですので、防火対象物点検を依頼する場合の参考にしてください。

事業所名	住所	TEL	FAX
朝日総合防災(株)	高知市福井扇町5-10	088-879-1766	088-879-1767
乾防災(株)	高知市神田1053-1	088-832-7746	088-832-7747
岩井防災設備	高知市神田342-16	088-832-4544	088-832-4544
(有)共栄防災設備	高知市葛島4丁目2-29	088-884-1886	088-884-1887
(株)クロイワ	高知市葛島4丁目8-42	088-884-6500	088-884-6501
高知消防システム(株)	高知市介良甲985-5	088-860-5111	088-860-5115
高知総合防災(有)	高知市朝倉東町47-28	088-843-0044	088-843-7344
三誠産業(株)	高知市高須新町3丁目4-4	088-882-2415	088-883-0824
サンポウ防災(有)	高知市棧橋通4丁目7-8	088-833-9398	088-833-9401
(有)四国消防機材	高知市愛宕町4丁目4-1	088-821-0123	088-872-8696
(一財)四国電気保安協会高知支部	高知市南久保5-8	088-883-8861	088-884-1796
田所防災設備	高知市前里228-5	088-873-1206	088-873-1219
(株)中村防災サービス	高知市春野町仁ノ1549	088-894-4455	088-894-6446
(株)長尾商会	高知市弘化台19-35	088-882-4177	088-882-4180
(有)濱田ポンプ商会	高知市介良乙1004-1	088-860-2348	088-860-2345
(株)藤島	高知市南川添1-28	088-882-1333	088-882-1374
ユニチカ防災高知営業所	土佐市高岡町乙3464-15	088-852-0243	088-803-7133
是信電設(株)	高岡郡四万十町本町9-3	0880-22-1006	0880-22-1104
(株)芝電気工事店	高岡郡四万十町大正436-7	0880-27-1055	0880-27-1333
縣消防防災設備	吾川郡いの町波川507-1	088-893-1087	088-893-1685
谷口防災メンテナンス	幡多郡黒潮町浮鞭3572-16	0880-43-2652	0880-37-5371
勝瀬防災	四万十市有岡2520-23	0880-37-0181	0880-37-6081
四万十防災	四万十市伊才原1488番地	0880-32-2022	0880-36-2085
(有)岩崎電工	宿毛市中央1丁目2-23	0880-63-2941	0880-63-4623